



# 佐賀県公報

平成18年  
3月1日  
(水曜日)  
第 12723号

## 目 次

### 規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川 康

### ○佐賀県規則第七号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則

関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和二十四年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

- |                             |             |   |
|-----------------------------|-------------|---|
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称の変更 | (一一八・長寿社会課) | 二 |
| ○救急病院の認定                    | (一一九・医務課)   | 二 |
| ○道路の区域の変更                   | (一二〇・道路課)   | 二 |
| ○道路の供用開始                    | (一二一・ " )   | 二 |
| ○町の区域の設定                    | (一二三・市町村課)  | 三 |
| ○字の名称の変更                    | (一二三・ " )   | 三 |
| ○武雄市、吉野ヶ里町及び有田町における公平事務の受託  | (一二四・ " )   | 三 |
| ○取引店及び緊急支払店の指定の一部改正         | (一二五・会計課)   | 五 |

- 平成十八年度前期技能検定の実施  
○平成十八年度随時技能検定の実施

(労働課) 五  
( " ) 九

### 公 告

#### 公布された規則のあらまし

- 公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第七号）

- 1 武雄市、吉野ヶ里町及び有田町の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。  
2 この規則は、公布の日から施行することとした。

四十九 有田町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成

四十七 武雄市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成十八年佐賀県告示第百二十四号）第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

四十八 吉野ヶ里町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成十八年佐賀県告示第百二十四号）第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

十八年佐賀県告示第百二十四号) 第三条第二項、第五条及び第六条に定める  
事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第百十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
ほのぼの	ほのぼの	伊万里市黒川町塩屋五〇九番地一	伊万里市黒川町塩屋五〇九番地一	平成一八・一・六

名 称	所 在 地	認 定 期 限	備 考
佐賀記念病院	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四〇番地一	平成一八年三月一日から平成二二年二月二八日まで	外科系、内科系
社会保険浦之崎病院	伊万里市山代町立岩四一七番地	平成二一年二月二七日まで	

◎佐賀県告示第百十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川 康

県道 山崎町切線		道 路 の 区 域	道 路 の 区 域
区間	区間	区間	区間
唐津市相知町町切字野添四二七番一地先から	唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先まで	後	後の別
唐津市相知町町切字野添四二七番一地先から	唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先まで	三一・四	変更前
唐津市相知町町切字野添四二七番一地先から	唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先まで	一四・六	メートル員
唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先から	唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先まで	一九二・六	メートル延長
前	前	一九二・六	
一一・五	四七・〇	一九二・六	
	一九二・六		

◎佐賀県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月一日から平成十八年三月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	唐津市相知町町切字野添四二七番一地先から 唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先まで	平成一八・三・一
大字松隈		
石動		
三津		
大字石動		
大字三津		
大字大曲		

●佐賀県告示第百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、武雄市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する旨、武雄市長職務執行者から届出があつた。

平成十八年三月一日

新たに画する町の名称	同上に編入する区域
山内町 北方町	旧杵島郡山内町の区域 旧杵島郡北方町の区域

佐賀県知事 古川康

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川康

平成十八年三月一日

佐賀県告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、吉野ヶ里町の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、吉野ヶ里町長職務執行者から届出があつた。

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川康
一 武雄市 吉野ヶ里町 有田町

立野	吉田	大字吉田	大字吉田	古川康	佐賀県公報 第12723号
箱川	田手	大字田手	大字田手	佐賀県公報 第12723号	佐賀県公報 第12723号
豆田	豆田	大字豆田	大字豆田	佐賀県公報 第12723号	佐賀県公報 第12723号
立野	箱川	大字箱川	大字箱川	佐賀県公報 第12723号	佐賀県公報 第12723号
立野	豆田	大字立野	大字立野	佐賀県公報 第12723号	佐賀県公報 第12723号

●佐賀県告示第百二十四号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、佐賀県は、一の市町の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十八年三月一日

（一）武雄市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、武雄市は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は武雄市が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と武雄市長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

**第四条** 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を武雄市に通知し、武雄市は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

**第五条** 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

**第六条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と武雄市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十八年三月一日から施行する。
- 2 武雄市長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が武雄市に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

(二) 吉野ヶ里町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

**第一条** 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、吉野ヶ里町は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

**第二条** 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費)

**第三条** 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は吉野ヶ里町が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と吉野ヶ里町長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

**第四条** 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を吉野ヶ里町に通知し、吉野ヶ里町は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

**第五条** 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

**第六条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と吉野ヶ里町長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十八年三月一日から施行する。
- 2 吉野ヶ里町長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が吉野ヶ里町に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

(三) 有田町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

**第一条** 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、有田町は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

**第11条** 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」といふ。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程（以下「規則等」といふ。）の定めに依るに止めむ。

（経費）

**第三条** 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は有田町が負担するものとする。

- 2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と有田町長が協議して定める。

（規則等の制定改廃）

**第四条** 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を有田町に通知し、有田町は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を公示するものとする。

（連絡会議）

**第五条** 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要な認める場合、この都度連絡会議を開くこととする。

（その他必要な事項）

**第六条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関する必要な事項は、佐賀県知事と有田町長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成十八年三月一日から施行する。

2 有田町長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が有田町に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

●佐賀県告示第百一十五号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十二年佐賀県告示第百六十四号）の一部

を次のように改正する。

平成十八年三月一日

佐賀県知事 古川 康

1)の表の株式会社佐賀銀行三間坂支店の項中「杵島郡山内町」を「山内町」に改め、同表の佐賀銀行大町支店の項中「大町町」を「杵島郡大町町」に改める。

○ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成18年度前期技能検定を次のとおり実施します。

平成18年3月1日

佐賀県知事 古川 康

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、心無し研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、陶

(4) (タイル張り作業)、畳製作（畠製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びF R P 防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、表装（表具作業及び壁作業）、塗装（木工塗工作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業）及びフラー装飾（フラー装飾作業）

(2) 3級

(3) 級の区分のないもの（以下「単一等級」という。）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマークー工事作業）及び塗料調色（調色作業）

試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行います。

技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
園芸装造工	室内園芸装飾作業	15,700
園造工	造園工事作業	15,700
鋳金機械工	鋳物鋳物鋳造作業	15,700
熱加工	一般熱処理作業	15,700
熱加工	普通旋盤作業	15,700
熱加工	フライス盤作業	15,700
熱加工	平面研削盤作業	15,700
熱加工	心無し研削盤作業	15,700
熱加工	円筒研削盤作業	15,700
熱加工	数値制御旋盤作業	15,700
熱加工	数値制御フライス盤作業	15,700
熱加工	マシンニングセンタ作業	15,700
熱加工	ワイヤ放電加工作業	15,700
熱加工	金属プレス作業	15,700
金工	製缶作業	15,700
金工	構造物鉄工作業	15,700
金工	内外装板金作業	15,700
金工	ダクト板金作業	15,700
金工	曲げ板金作業	15,700
金工	打出し板金作業	15,700
金工	治工具仕上げ作業	15,700
金工	金型仕上げ作業	15,700
金工	機械組立仕上げ作業	15,700
金工	電子機器組立て作業	15,700
金工	配電盤・制御盤組立て作業	15,700
金工	開閉制御器具組立て作業	15,700
金工	建設機械整備作業	15,700
金工	婦人子供注文服製作作業	13,000
木工	家具手加工作業	15,700
木工	木製建具手加工作業	15,700
木工	射出成形作業	15,700
木工	絵付け作業	15,700
木工	とび作業	15,700
木工	左官作業	15,700
木工	タイル張り作業	15,700
張り工	張り工	15,700

内装仕上げ施工		内装仕上げ施工	
職種	金額(円)	職種	金額(円)
畠水施工	15,700	内装仕上げ施工	15,700
表塗装工	15,700	内装仕上げ施工	15,700
熱絶縁施工	15,700	内装仕上げ施工	15,700
表塗装工	15,700	内装仕上げ施工	15,700
広告美術仕上げフラー一装飾	15,700	内装仕上げ施工	15,700
広告面ペイント仕上げ作業	15,700	内装仕上げ施工	15,700
フラー一装飾作業	15,700	内装仕上げ施工	15,700
(イ) 3級(高等学校等の在校生を除く。)		(イ) 3級(高等学校等の在校生に限る。)	
検定職種	実技試験の試験科目	検定職種	実技試験の試験科目
園芸装飾園理工	室内園芸装飾作業	園芸装飾園理工	室内園芸装飾作業
園造金属機械工	造園工事作業	園芸装飾園理工	造園工事作業
一般熱処理作業	一般熱処理作業	園芸装飾園理工	一般熱処理作業
壁装作業	普通旋盤作業	熱加工	普通旋盤作業
木工塗装作業	フライス盤作業	熱加工	フライス盤作業
建築塗装作業	平面研削盤作業	熱加工	平面研削盤作業
金属塗装作業	数値制御旋盤作業	熱加工	数値制御旋盤作業
噴霧塗装作業	マシニングセンタ作業	熱加工	マシニングセンタ作業
広告面ペイント仕上げ作業	機械組立仕上げ作業	熱加工	機械組立仕上げ作業
フラー一装飾作業	内外装板金作業	熱加工	内外装板金作業
	曲げ板金作業	熱加工	曲げ板金作業
	機械系保全作業	熱加工	機械系保全作業
	電気系保全作業	熱加工	電気系保全作業
	電子機器組立て作業	熱加工	電子機器組立て作業
電子機器組立て工	電子機器組立て作業	内装仕上げ施工	電子機器組立て作業
内装仕上げ施工	電子機器組立て作業	内装仕上げ施工	電子機器組立て作業
フラー一装飾	電子機器組立て作業	フラー一装飾	電子機器組立て作業
(エ) 単一等級		(エ) 単一等級	
検定職種	実技試験の試験科目	検定職種	実技試験の試験科目
路面塗料	溶融ペイントハンドマークー工事作業	路面塗料	溶融ペイントハンドマークー工事作業
標示施工	調色作業	標示施工	調色作業
施工	調色作業	施工	調色作業
(イ) 対象		(イ) 対象	
実施期日		実施期日	
実技試験は、平成18年6月12日(月)から平成18年9月10日(日)まで		実技試験は、平成18年6月12日(月)から平成18年9月10日(日)まで	
での間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。		での間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。	

## ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

## 工 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成18年6月5日(月)に佐賀県職業能力開発協会において閲覧することができます。ただし、一部の職種については、公表しません。

- (2) 学科試験  
ア 手数料 3,100円  
イ 実施期日

## (ア) 1級及び2級

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 着装	平成18年8月20日(日)
園芸装飾 機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 施設製作 内装仕上げ施工 広告美術 仕上げ	平成18年8月27日(日)
鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 気機器組立て 陶磁器製造 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成18年9月3日(日)

## (イ) 3級

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 建築板金 工場板金 機械保全 とび 電子機器組立て 内装仕上げ施工 フラワー装飾	平成18年7月30日(日)
金属熱処理	平成18年8月20日(日)
(イ) 単一等級	

## ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

## 4 受検申請の手続

(1) 提出書類  
ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)  
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

- (2) 提出先  
佐賀県職業能力開発協会  
郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408

## (3) 受付期間

平成18年4月4日(火)から平成18年4月14日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、90円切手をはつたもの)を同封してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

## 5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受け

なかつた場合でも手数料は返還しません。

## 6 合格の発表等

### (1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。また、3級職種（金属熱処理を除く。）技能検定合格者の受検番号は平成18年8月28日（月）付けの、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の受検番号は平成18年10月3日（火）付けの佐賀県公報で公告します。

### (2) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7101）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408）に問い合わせてください。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成18年度随時技能検定を次のとおり実施します。

平成18年3月1日

佐賀県知事 古川 康

### 1 実施職種

随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級  
さく井（ペーカッシュョン式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋸鉄鋸物鋸造作業、銅合金鋸物鋸造作業及び軽合金鋸物鋸

造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めつき（電気めつき作業及び溶融亜鉛めつき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイヤツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工

事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)  
なお、3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

## 2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によって行います。

## 3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 手数料

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
さく井	バーカッション式さく井工事作業	15,700
鋳造	ロータリー式さく井工事作業 鋳鉄錫物鋸造作業 銅合金錫物鋸造作業 軽合金錫物鋸造作業	15,700 15,700 15,700 15,700
鍛造	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業 普通旋盤作業 フライス盤作業	15,700 15,700 15,700 15,700
機械加工	金属プレス作業 構造物鉄工作業 ダクト板金作業 機械板金作業	15,700 15,700 15,700 15,700
金属建築場	電気めつき作業 溶融亜鉛めつき作業 陽極酸化処理作業	15,700 15,700 15,700
アルミニウム上塗	アルミニウム上塗作業	15,700

機械検査	金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	15,700 13,000
機械力ス	ホットチャンバダイカスト作業 コードチャンバダイカスト作業	15,700 15,700
機械保立	機械系保全作業 電子機器組立て作業	15,700 15,700
機器組立	回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	15,700 15,700
機器組立	開閉制御機器組立て作業 回転電機巻線製作作業	15,700 15,700
機器組立	プリント配線板設計作業 プリント配線板製作作業	15,700 15,700
機器組立	冷凍空気調和機器施工 染色	15,700 15,700
機器組立	冷凍空気調和機器施工 糸浸染作業	15,700 15,700
機器組立	織物・ニット浸染作業 丸編みニット製造作業	15,700 15,700
機器組立	靴下製造作業 婦人子供服製造作業	15,700 15,700
機器組立	紳士既製服製造作業 寝具製作作業	15,700 15,700
機器組立	帆布製品製作作業 帆布製品製作作業	15,700 15,700
機器組立	ワイヤーシャツ製造作業 家具手加工作業	15,700 15,700
機器組立	木製建具手加工作業 木製建具手加工作業	15,700 15,700
機器組立	オフセット印刷作業 書籍製本作業	15,700 15,700
機器組立	雑誌製本作業 商業印刷物製本作業	15,700 15,700
機器組立	圧縮成形作業 射出成形作業	15,700 15,700
機器組立	インフレーション成形作業 手積み積層成形作業	15,700 15,700
機器組立	石材加工作業 石材加工作業	15,700 15,700
機器組立	石張り作業 ハム・ソーセージ・ベースコン製造	15,700 15,700

の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

卷之三

実技試験は、平成18年4月1日（土）から平成19年3月31日（土）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

4

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

工問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します。ただし、一部

同封してください

## (2) 学科試験

実施期日

学科試験は、平成18年4月1日(土)から平成19年3月31日(土)ま

江戸に於ては、江戸外職業能力開拓助成金に指定する旨に付す。

卷之三

檜由譜の手稿

卷之三

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明するための文書を提出する。

する書類

## (2) 提出先

卷之三

受付期間

原則として、試験日の30日前まで

受輸由譜に關する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、90円切手を貼ったもの）を同封してください。

卷之三

申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受験  
申請書在中」と朱書きしてください。

申請書在中」と朱書きしてください。

## 5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

## 6 合格の発表等

## (1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。

## (2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事から合格証書が交付されます。

## 7 その他

随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものです。

なお、不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570  
佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7101）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408）に問い合わせてください。